

独立行政法人国立女性教育会館利用約款

(趣旨)

第1条 国立女性教区会館（以下「会館」という。）の利用に関し必要な事項については、独立行政法人国立女性教育会館利用規則（以下「利用規則」という。）に定めるもののほか、この約款の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 会館を利用しようとする者は、会館が定めた事項を、利用開始日の10か月前から利用開始日の1週間前までに会館に提出するものとする。

(利用料金)

第3条 利用料金は、独立行政法人国立女性教育会館利用規則別表のとおりとする。

2 キャンセル料金については、次の表のとおりとする。なお、キャンセルの連絡の到達が当該日の15時より後である場合は、当該キャンセルの連絡は翌日に到達したものとみなす。

利用開始日までの日数	キャンセル料金
11～20日	利用料金の20%
4～10日	利用料金の30%
2～3日	利用料金の80%
前日以降（連絡なく使用を取りやめた場合を含む）	利用料金の100%

3 前項の規定は、自然災害によるキャンセルには適用しない。ただし、公共交通機関が運行している場合及び一般道路の通行が可能な場合又は公共交通機関の運行見合わせや道路の閉鎖が2時間以下の場合は、この限りではない。

4 料金の支払い方法は、現金、クレジットカード決済又は請求書払（法人のみ）とする。

(利用の制限・禁止事項)

第4条 次の各号に掲げる行為は禁止する。

- 一 所定の場所以外での飲食、喫煙
- 二 火気、危険物及び動物の持込（介助動物は除く）

(契約の成立・解除)

第5条 会館は、第2条の規定による申込みがあった場合は、利用申込の審査を行い、利用の受入可否を判断する。可としたものについては、利用区分（独立行政法人国立女性教育会館利用規則別表による）を当該申込み者に通知するものとする。否としたものについては、理由を当該申込み者に通知するものとする。

2 会館は、会館を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用可の判断を取消することができる。

- 一 利用規則第3条各号及び本約款第6条第1項に違反し又は違反するおそれがある場合

二 その他会館が特に必要と認めた場合

(防災・防犯・安全及び諸規則の遵守)

第6条 利用者は、会館の諸規則を遵守する。

2 利用者は、利用規則第3条各号に違反する行為を行ってはならない。

3 会館は、前項の規定に違反した者に対して、退館を命ずることができる。

(利用時間)

第7条 利用時間は、午前9時から午後9時とする。

(施設の使用方法)

第8条 利用者は、研修室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(駐車場・敷地の利用)

第9条 利用者は、会館の施設の利用に必要な範囲で会館の駐車場及び敷地を利用することができる。

(免責)

第10条 会館は、次の各号に掲げる事項については、責任を負わない。

一 館内での利用者の所有物の盗難、紛失又は毀損

二 利用者が他の利用者、その他第三者、会館の敷地内及びその周辺に設置された第三者の物品、及び会館の敷地内及びその周辺で発生した会館の責によらない事由に起因して被った損害

三 自然災害その他不可抗力による損害

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。